

第1回 住居の荒廃をめぐる法務と福祉からの対応策に関する研究会 議事概要

日 時：2017年7月27日（木） 18：00～20：00

場 所：日本都市センター研究室内会議室

出席者：北村喜宣 座長（上智大学）、菅富美枝 委員（法政大学）、

菅原誠 委員（東京都立中部総合精神保健福祉センター）、

祖傳和美 委員（足立区）、中濱正晃 委員（京都市）

（事務局：日本都市センター）

石川研究室長、池田副室長、釵持研究員、高野研究員、早坂研究員、瀧澤研究員

議事要旨

- 座長、委員及び事務局の紹介
- 研究会の進め方に関する検討
- 調査研究に関する議論

1. 研究会の進め方に関する検討

- ・次回（第2回）研究会を8月29日（火）に開催し、自治体委員より足立区と京都市の取組みについてご報告いただく。その後、論点や調査項目、現地調査地等についての議論を行う。
- ・2年間の研究会設置期間中、計8回の研究会、6か所程度の現地調査、及びアンケート調査を実施することを予定している。2019年3月には当研究会の報告書を刊行する。

2. 調査研究に関する議論

(1) 論点メモについて

- ・いわゆる「ごみ屋敷」の住人のうち、メンタルヘルスの問題を抱えている人がどのくらいおり、自治体が精神保健福祉的サービスを提供することができているのか、といった実態を明らかにすると有益な基礎データになるのではないか。
- ・「ごみ屋敷」の問題に対して、アウトリーチ型の精神保健福祉サービスを提供している実例があるのかという点について関心がある。
- ・自治体内で、環境部局や保健福祉部局といった関係部局をどのようにリンクさせるかは工夫が必要である。
- ・個人情報の収集目的外利用についても、部局間で情報共有を行うことが難しいという課題がある。条例をつくるときに、情報収集や調査権に関する規定を置くことで対処している。

- ・「ごみ屋敷」の住人の多くは、セルフネグレクト・行政の支援を受けていない方が多いため、保健福祉部局からも情報を得られない。逆に、「ごみ屋敷」への対策という切り口から行政の支援につなげることを目標としている。
- ・「ごみ屋敷」に対応する部署が明確でない場合には、高い確率で障害福祉の部局か保健所が最初に情報を得ているのではないか。
- ・福祉部を中心とした支援策が意識されつつあるが、衛生部や保健所、保健師の役割も重要である。
- ・昔は強制入院という措置があったが、今は医者が出向いていくアウトリーチの時代である。
- ・ハード面から対策に入ったとき、どのような医療サービスにつなげたらよいか分からず、また、つなげた後の改善のプロセスがなかなか見えてこないと感じる。
- ・「ごみ屋敷」問題への解決において、医療は、薬を処方するという解決策ではなく、次の一手を打つための方策を見出す役割を果たしている。
- ・アウトリーチを担う医者のリソースは必ずしも十分ではない。
- ・消費者問題という視点も入れるべきである。イギリスでは、消費者問題と成年後見問題、医療・福祉の問題、警察のネットワークが構築されている。
- ・18歳から64歳までの年齢層で精神的疾患を抱えていない人（障害手帳を持たない人）への支援が、現在の社会では欠けている。

(2) アンケート調査項目について

- ・様々な部署が関わってくるため、企画部局に送付し、回付・照会してもらう方が良いのではないか。
- ・住人が精神障害を抱えている可能性が高い事例とそのうち何らかの医療福祉・行政サービスを受けていない事例の件数が分かるような設問を入れたら良い。
- ・「住居荒廃」の種類ごとに調査をすることは、担当部署も変わってくるため、ハードルが高い。「ごみ屋敷」に限定するべきではないか。また、案では「物品の堆積・放置」とあるが、家の中がごみであふれていて悪臭のみが外部に漏れているケースもあり、特に集合住宅で多い。
- ・支障内容についての設問は、多くの事例を把握しているほど、すべての選択肢に「該当する」と回答することになってしまうのではないか。この設問自体が要らない可能性がある。
- ・私法の立場からは、支障が生じているから行政が介入することができるので即座に結びつけることには違和感があり、あくまでも本人支援のきっかけとして住居荒廃の問題を捉えている。イギリスでは、樹木の繁茂をきっかけに本人の支援につながることが多い。
- ・「ごみ屋敷」以外にも、樹木の繁茂について多くの苦情が寄せられているという実態がある。
- ・住人本人が適切な環境で生活を続けられるようにすることが最も重要であると考え

が、アンケート調査項目ではそのあたりが見えてこない。

- ・対応に関する設問への回答方法は、「対応している」・「対応していない」の2択ではなく、把握している何例中何例に対応している、という形にするべきである。
- ・戸建てだけでなく、共同住宅の居室も「ごみ屋敷」の対象に含まれることが分かるようにした方がよい。
- ・単に成年後見等の申立件数を聞くのではなく、成年後見制度を活用することによって、「ごみ屋敷」の問題を解決した事例があるかという聞き方をするべき。
- ・行政の役割として、民間関係がうまくいくようにするだけにとどまるのか、発生している外部性を取り除くところまでやるのかというスタンスの問題がある。
- ・問題を解決するためのツールとして、成年後見制度を政策的に利用するということは必ずしも望ましくなく、あくまでも本人支援のための制度というところが前面に出なければいけないと思う。
- ・「ごみ屋敷」問題を解決するための連携先として、家族や親戚もある。ただし、家族への協力の要請と本人の尊厳のバランスが微妙である。また、家族が本人を保護する責任・義務を法的に負っているとは断言しがたいが、それでも頼らざるを得ないという実態がある。
- ・いわゆる「ごみ屋敷条例」には空き家条例や生活環境関連の条例も含まれてくるので、そうしたケースも把握できるような設問があると良い。

(3) 現地調査先について

- ・認知症疾患医療センターがアウトリーチチームを持っているという自治体は多くある。平成30年度までに整備することとなっている。
- ・豊中市がはじめたコミュニティソーシャルワーカーは、そのほかの自治体でも導入されており、「ごみ屋敷」の問題に正面から取り組んでいるので、参考になる話が聞けるのではないかと。
- ・豊中市のほかにも、池田市や宝塚市、大阪市が候補として挙げられるかもしれない。
- ・いわゆる「ごみ屋敷条例」を持っている自治体でも、2016年や2017年に制定したところは、取組み件数・解決件数が少ないのではないかと。その点では、横浜市や大阪市が良いかもしれない。

(文責：事務局)